令和６年分以降に新たに住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン控除を受けるためには、「住宅ローン控除の適用申請書」の提出が必要です！

令和６年以降に居住を開始する場合において、住宅ローン控除を受けるためには、金融機関にマイナンバーを記載した「住宅ローン控除の適用申請書」の提出が必要となります。

- 「年末残高調書」の提出に対応した金融機関（※）からの借入れに限ります。金融機関は、当該適用申請書の内容に基づき、「年末残高調書」を税務署に提出することとされています。
- 令和５年分以前に居住した場合は、原則、提出は不要です。

（※）対応金融機関については、国税庁ホームページに順次掲載予定です。

▶ 税務手続方法について

「住宅ローン控除の適用申請書」をご提出いただいた方については、住宅ローン控除に係る確定申告手続の際、マイナポータルと連携することにより、年末残高等の情報を取得し、確定申告書に自動入力することができます！

- ✓ **令和６年分以降の所得税等の申告等（令和７年１月以降の手続）が対象です。**
- ✓ **年末残高等の情報の取得にはe-Taxやマイナポータルなどの事前準備が必要です。詳しくはチラシ裏面をご覧ください。**
- ✓ **手続や事前準備の詳細については、おって国税庁ホームページにてご案内する予定です。**

制度の概要や年末残高調書の提出に対応している金融機関等については、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁　法人番号7000012050002

マイナポータルと連携して確定申告を行うための事前準備

▶ **住宅ローン控除の適用を受けるためには、控除を受ける最初の年において確定申告を行う必要があります。**

※２年目以降はお勤め先にて年末調整により適用が可能

▶ **年末残高等の情報を取得して申告するためには、<u>居住を開始した年内中に以下の事前準備を行ってください</u>。**

STEP 1

マイナンバーカードを使ってe-Taxを利用するための準備を行う

手続方法はこちら

STEP 2

マイナポータルと連携するための準備を行う

- マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxの連携を行います
- 詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください

STEP 3

e-Taxのマイページから情報取得を希望する旨の登録を行う

- マイページにアクセスして「e-Taxからの情報取得を希望する」設定を行います
- カナ氏名の入力とマイナンバーカードの読取を行います

（マイページ画面イメージ）

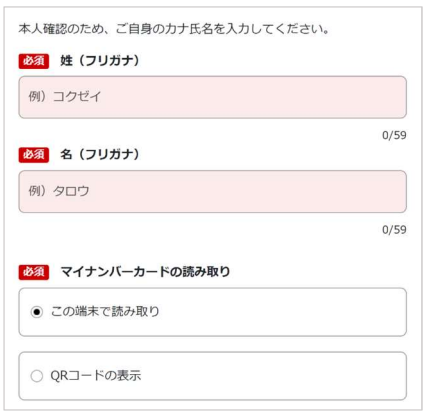

マイページで

- ✓ カナ氏名の入力
- ✓ 券面事項の読取
- ✓ 本人確認

を行います

年末残高等の情報は翌年２月中旬頃にe-Taxメッセージボックスに提供予定です

確定申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

作成コーナー

R5.11